

グローバル市民社会におけるガバナンス論と NPO/NGO のアカウンタビリティ

秦 辰 也

はじめに

「グローバリゼーション」と「市民社会」(シビルソサエティ)は、近年頻繁に使用されてきた用語である。「グローバリゼーション」の解釈には、一般的に経済の自由化や規制緩和、民営化など、グローバルな資本主義の広がりを指す場合と、さらに政治、軍事、文化といったすべての分野で高まる相互連関性で定義し、「時空の圧縮」や「社会的関係の拡張」なども含めて、航空旅行の増大や情報通信技術の発達などで短縮された距離感とその影響を示す場合がある¹。こうした変化は1980年代以降急速に進行し、1989年のソ連の崩壊から東欧諸国を中心に広がった民主化の動き²とともに、冷戦構造の崩壊で旧社会主義国が世界経済システムに組み込まれ、人、モノ、カネ、情報、サービスなどが越境し、資本主義経済が拡大してきたことが背景にある。

だが一方で、「グローバリゼーション」は、人権、平和、貧困、開発、環境問題などの地球規模課題を一層表面化させ、とりわけサハラ以南のアフリカ諸国に代表される途上国の開発援助のあり方や、気候変動、生物多様性、テロ対策などが活発に議論されるようになった。また、こうした動きと相まって、1990年代以降は様々な公益活動に取り組むNGO(非政府組織)やNPO(非営利組織)全般のことがパラレルで議論されるようになり、今日注目される結果となっている³。

「市民社会」の概念も、こうした動きと連動している。J.ハーバーマスをはじめとする多くの研究者によってそれまでの「古い市民社会」の再評価が試みられ、17～18世紀にイギリスやフランスなどで培われてきたいわば「個人」を起点とし、「市民」の権利拡大を掲げる「国家と市民社会という二元論から、国家、市場、市民社会の三元論へ」⁴と変化してきた。換言すれば、それまでは自由で平等な社会こそが市民社会であり、また同時に商業的な活動を担う主体で構成されるのが市民

社会であるという立場の議論から、企業を中心とする市場による経済領域や、アメリカをはじめとする強国が主導権を握る国家や政府を中心とする政治領域ではない、いわば第三領域としての「新しい市民社会」の役割とその強化が益々注目されてきているのである。

今日その「新しい市民社会」の領域では、自発的なアソシエーション（組織・団体）である NPO/NGO が増え続け、NPO/NGO は、「グローバル市民社会」のガバナンスの主要なアクターの一員としての位置を確立している。つまりそれは、歴史的には中央集権的な国家の内部で著しい制約があつて機能しにくかった市民社会が、グローバリゼーションによつてもたらされた民主主義の急進化により、個人レベルにおいても「参加」と「自律」の拡大が認められ、NPO/NGO や他の市民社会組織に対して開放的になった（もしくは、なりつつある）ことを意味する。そしてその文脈から読み取れるのは、人々の生活に影響を及ぼす意思決定の枠組みが、ローカルからリージョナル、ナショナル、そしてグローバルレベルのガバナンスへと多層化してきているということである。

本稿では、その多層化したレベルの様々な社会問題に関わる NPO/NGO に着目する。そして、まずその中でも最も広領域にある「グローバル市民社会」の捉え方について議論し、そのガバナンス論内での今日の NPO/NGO の位置づけ、さらには NPO/NGO の「アカウンタビリティ」に関する用語の整理と本研究の枠組みを示すことにしたい。その上で、以下の三つの目的について論を加えていきたい。

第一に、NPO/NGO が今日のグローバル市民社会におけるガバナンスという観点から、どのようなアクターとして位置づけられ、その役割を果たそうとしているのかについての議論を整理する。第二に、限定的ではあるが、グローバルレベルにおけるガバナンスにおいて、NPO/NGO がこれまでどのような役割を果たしてきたのか、日本の国際協力 NGO のネットワークや政策提言（アドボカシー）活動の動きとその活動実績の一端を振り返り、その存在意義を問い直す。そして第三に、公益活動の担い手として期待が膨らんでいる NPO/NGO であるが、それら自身のガバナンスはどうなっているのか、「グローバル市民社会」のアクターとしてのセルフ・ガバナンスを検証する意味で、日本の NPO/NGO のアカウンタビリティの向上に関する取り組みについて検討したい。

なお、NPO/NGOの表記については、広義における「非政府組織」及び「非営利団体」を指すものとし、個別の表記については基本的に海外の組織と日本国内の国際協力に携わる組織をNGO、それ以外の国内の組織をNPOとして議論を進めることにしたい。

1. グローバル市民社会におけるNPO/NGOとガバナンス論

1.1 グローバル市民社会とは何か

「市民社会」の歴史はヨーロッパの古代まで遡るものであり、その概念は政治的にも理論的にもその時々時代の背景と歴史的な文脈において変化してきた。例えばマイケル・エドワーズは、古典思想において「市民社会と国家は、一体不可分のもの」と考えられていた時代から始まり、その後1750～1850年には市場経済の興隆による利害分散が生じ、『隣人のコミュニティ』が『他人同士のコミュニティ』と化したことや、「伝統的なパラダイムをフランス革命とアメリカ革命が破壊したこと」を根本的転換であると位置づけ、その後アメリカにおいて支持を集めた「中央集権制度の制御、文化多様性の擁護、建設的な社会規範、特に『普遍化信頼と協力』を醸成する上でボランティア団体が果たす役割が重要」になったことを記している⁵。そして、「①社会の一部としての市民社会（団体活動を重視するネオ・トクヴィリアン）、②（ある特定の社会目標の達成の成功のみならず、規範や価値によって特徴づけられた）一種の社会としての市民社会、③公共圏としての市民社会」に分類して分析している⁶。

また、メアリー・カルドーは、冷戦後の市民社会の動きについて「国家領域に基礎をおく垂直的な市民社会形態に代わって、水平的で国境横断的な、市民のおよび非市民的なネットワークの両方を含むグローバルなネットワークの台頭を目の当たりにしている」状況⁷を捉え、グローバル市民社会の議論が、「深化と拡大や国家を軸にするアプローチからの脱却という観点から、個人のエンパワーメント（能力拡大）と個人の自律性に対してと同様に、多様な分野での社会的・政治的な関係の領域的再編に対していっそうの関心を持ちながら理解されなければならない」⁸と指摘した。その上で、グローバル市民社会を表1のように5つに類型化した。カルドーは、社会運動や市民的ネットワーク、ボランティア団体、NGOなどがすべて

表 1 市民社会の 5 つの解釈

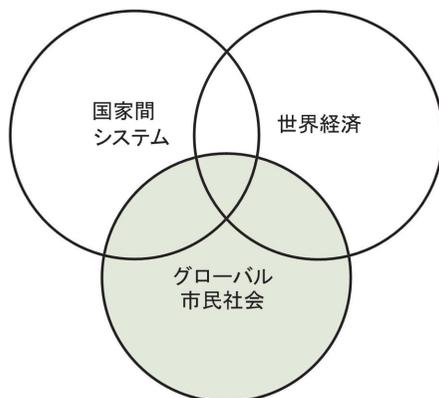
社会の類型 / 見解	領域的拘束	グローバルな特徴
市民社会	法の支配 / 市民性	コスモポリタンの秩序、国際司法裁判所の設立、国際平和維持の拡大
ブルジョワ社会	国家と家族の間に存在するすべての組織化された社会生活	経済、社会、文化的なグローバルゼーション、「下からのグローバル化」、多国籍企業、対外投資、移民の増加
市民活動家	社会運動、市民活動家	グローバル化した公共空間、民主主義の急進、参加と自律の拡大、トランスナショナルな市民政治ネットワークの増加
ネオリベラル	慈善事業、ボランティア団体、第 3 セクター	民主主義構築の民営化、人道主義、大量の NGO が機能遂行
ポストモダン	上記に加えて、民族主義者、原理主義者	異議申し立てのグローバルなネットワークの多元性、イスラームや民族主義的ディアスポラネットワーク

出所： カルドー（2007：p16）をもとに加筆し作成

5 つの解釈の一部であるとしつつも、「市民社会」と「ブルジョワ社会」の解釈を過去の歴史的見解から導き出し、「市民活動家」、「ネオリベラル」、「ポストモダン」を今日的な解釈であるとして区別して捉えている。

これを受けて星野智は、グローバル市民社会論には、NGO あるいはアソシエーションの活動を市民社会論の中心に置く「トクヴィル的な視点」と、もう一つは公共圏を市民社会論の中心に置く「ハーバーマスの視点」があるということを思料し、前者は国際連合や国際機関での NGO や NGO ネットワークの領域を指す場合に、また後者は世界フォーラムなどのように「討論」や「協議」を前提にした公共空間として、図 1 のように表現した。

図1 世界システムの構造とグローバル市民社会



国家間システム：主権国家間の関係に基礎を置くグローバルな政治領域、国際連合、国際機関、条約、外交など

資本主義世界経済：グローバルな商品交換と分業によって構成されるグローバルな経済領域、国際分業、WTO、多国籍企業、各国の市場経済システムなど

グローバル市民社会：世界システムにおける非国家的・非市場的（社会的）領域、国際NGO、市民ネットワーク、反グローバル運動など

出所：星野（2009: p193）

こうした既往研究の流れを踏まえて、本稿における「グローバル市民社会」の議論については、星野が示すフレームワークに基づきながら進めていきたい。また、世界で増加するNPO/NGOが国家という枠組みをバイパスし、国境を越えてトランスナショナルなネットワークや制度に訴えかけ、外国政府や国際機関に対してもアピールするなど政策提言活動を行う状況が活発化していることから、カルドーが示した見解のうちの「市民活動家」と「ネオリベラル」の動きに依拠して論を進め、考察を試みることにしたい。

1.2 市民社会における NPO/NGO の位置づけ

日本では、1998年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立して以来、NPO法人数は41,619団体（2010年12月現在）⁹にも達している。これらの団体のうち、国際協力を活動目的の一つに掲げている団体数は、8,109である¹⁰。また、「自発的なアソシエーション」ではない団体も多数含まれているものの、総務省が平成19年10月1日に公表した国や都道府県に登録された公益法人数（延べ数）は24,648法人であり、うち社団法人が12,530法人、財団法人が12,118法人¹¹である。ちなみにNPOの先進国といわれるアメリカの非営利団体の数は、2006年現在で約190万団体（免税団体は、約150万団体）であり、2004年の非営利団体の雇用者数は940万人（アメリカ全体の雇用者数のおよそ7.2%に相当）、また非営利団体の収入総額はGDPの5.2%に相当し、非営利団体への2005年の寄付総額は、2,600億ドルを超える¹²という桁違いの規模である。

こうしたNPO/NGOの増加は、欧米諸国や日本に限らず、アジアやアフリカ、中南米でも広がっている。エドワーズは、『「市民社会」とは何か』の中で、ネパール、インド、スリランカなどの南アジアや、ガーナ、ジンバブエ、ケニアといったアフリカ諸国、南米のボリビアやブラジルのNGOの増大を挙げている¹³。またその中でも、とりわけ「NGOという新たな層とNGOネットワークが構築され、『グローバルな市民社会』もしくは少なくとも多国籍（トランスナショナル）NGOのコミュニティが形成された」ことに着目し、「四万を超える国際NGOと二万の多国籍NGOのネットワークがすでに世界規模で活動を展開しており、そのうちの九〇パーセントが一九七〇年以降に設立されている」¹⁴ことを強調している。

このような動きを踏まえて、西川潤は「市民社会は社会問題や環境問題に対して、暴力ではなくて提言をもってグローバリゼーションをチェックしよう」と努めているとその役割に言及している。また他方で、「各国や地域の公共空間を下から形成することによって、政治社会の透明性や説明責任を要求し、また企業社会に対しては、営利一辺倒の社会システム形成をチェックして、その社会的責任を追及して、公共空間の民主化をはかっていく」¹⁵と述べるとともに、その中でNPO/NGOの数が著しく増えることは、コミュニティ・ビジネスや地域通貨の活動、行政との連携、非営利やボランティア、連帯活動の比重が増大してきているとして、コミュ

ニティとの関係性の中での NPO/NGO の存在意義に触れている。

NPO/NGO がコミュニティとの密接なパートナーである点については、澤井安勇が「地域社会のガバナンスの担い手としては、NPO などの自発参加型の市民社会組織だけでなく、自治会などの地域コミュニティも重要なステークホルダーである」¹⁶と指摘しており、政府側からではなく市民社会側からの公共に対するガバナンスを重視していることとも共通する。澤井は、コミュニティ型組織を「地縁組織」、NPO 型組織を「知縁組織」と区別する考え方や、地縁血縁を超えてドライなネットワーク性に利点がありつつも、地域への密着性や継続的關係に劣る NPO の特徴などに触れ、コミュニティ組織と NPO 双方の協調または複合関係を模索することが日本型の「ソーシャル・ガバナンス」においては不可欠ではないかと提示している。もちろん日本に限らず、アジア諸国をはじめ、世界各地においてもそうした動きがコミュニティを起点にみられることについては、論をまたないと言えるであろう。

以上のことから、コミュニティと NPO/NGO との連携によるこうした「下から」の変化を促す動きは、今後の市民社会でも継続的に浸透し、グローバルなレベルにおいても影響を増していくであろうと予測される。そして、政府や国家によるパブリック・ガバナンス、企業や市場によるマーケット（コーポレート・ガバナンス）に対し、コミュニティとの協働の中で、増加する NPO/NGO や他の市民社会組織による草の根レベルにおけるソーシャル・ガバナンスの重要性が、一層注目されるのではないかと考えられる。

1.3 ガバナンス論と NPO/NGO のアカウンタビリティ

「ガバナンス」(Governance) という言葉が頻繁に使われるようになったのは、1989 年に世界銀行がアフリカの開発に関する報告書で取り上げられて以降とされる¹⁷。その背景には、世界銀行が途上国を相手に進めた「構造調整」がうまく機能せず、その原因として援助を受け入れる国々の意思決定の過程やしきみ、あるいは制度上の問題が指摘されたことに起因する。だが、企業のガバナンスはもとより、それ以来様々な分野のあらゆるレベルでガバナンス論は展開され、現在に至っている。

廣野良吉によれば、ガバナンスとは「基本的には、社会の統治体制であり、この場合の社会とは、組織（企業、非営利団体、中央・地方政府機関等）、地域社会、国民国家、国際社会を指し、そこにはそれぞれの統治形態がある」¹⁸ のであり、その統治体制は長い歴史と共に変わり、組織では独裁的・専制的管理体制から参加型自主管理体制へ、地域社会では行政主導型から住民参加型統治体制へ、国では独裁的・専制的から三権分立・主権在民型統治体制へ、さらに国際社会では政府間協議型から全利害関係者・共有者（ステークホルダー）参加・協議型統治体制へと変遷してきた。したがって、それは「民主的ガバナンス」が問われているということになり、そのことは「良いガバナンス」（Good governance）ともいわれ、「良いガバナンス」が定着している社会では、「基本的人権の尊重、属性による差別禁止と機会均等、法の支配、情報の公開と透明性、構成員（組織、地域、国、国際社会の全構成員）に対する受託者（企業・非営利団体、立法・行政・司法機関、国際機関等）の厳格な負託責任（アカウンタビリティ）…弱者に対する社会的セーフティネット等が貫徹」¹⁹ されていなければならないのである。

田坂敏雄の表現を援用すれば、「ガバナンス論が登場してきた背景には、国民国家機能の衰退があり、ガバメントとガバナンスが区別されることになった」²⁰ ことが挙げられるのであり、現実的に例えばローカルレベルでは公共サービスに対するニーズが量的に増大し、形態的にも益々多様化した。よって、日本でも政府機能の変革が求められ、NPO の公共サービスに対する主体的機能が問われる状況になっている。また、グローバルレベルに目を向ければ、2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約締約国会議もそうであるが、「国民国家とともに国境を越えた市民社会の連携（NGO の国際ネットワーク）が生まれ、気候変動枠組条約や対人地雷全面禁止条約などの面で新たな活動を展開している」²¹ という現状がある。よって、それぞれの国や地域において、NPO/NGO を含む多様なアクターによる多元的な統治体制や統治形態のあり方が問われる結果になってきているのであり、それと同時に NPO/NGO を含む公益法人そのものの「アカウンタビリティ」もより厳しく問われてきているのである。

2. NGO ネットワークによるグローバルガバナンスへの実践

2.1 日本国内の国際協力 NGO のネットワーク活動

前章の定義と枠組みを踏まえて、ここからは具体的に日本の国際協力 NGO がアジア諸国を中心に途上国支援を手がける一方で、これまで地球益をめざすためのガバナンスに対してどのような形で関わろうとしてきたのか、これまでの活動を振り返っていくことにしたい。その方法として、ここでは飢餓、貧困、人権の侵害から解放された平和で公正な地球市民社会の実現を目指すネットワーク NGO として1987年に設立され、2009年現在で90団体の正会員を持つに至っている国際協力 NGO センター (JANIC) に関係する NGO が関わってきた NGO ネットワークの動きを中心に概観し、日本の国際協力 NGO がナショナルレベルとグローバルレベルで実践してきたガバナンスの動きについて検証してみることにしたい。

日本の NGO の国際協力に対する取り組みの初期段階は第二次世界大戦後のアジアに対する草の根支援であり、1970年代以降になると南アジアや東南アジアにおける貧困問題や難民問題などに対する取り組みが広がり、1980年代になるとその動きはアフリカ諸国にまで拡大した。日本政府が実施する ODA (政府開発援助) も、アジアへの援助を中心に好景気に伴って増え続け、1997年には世界一の規模にまで達した。したがって、日本の NGO が初期に手がけた国内レベルでの政策提言活動は、アジアなどの開発途上国に対して大きな影響力を持つに至った外務省の ODA 政策に関するものであった。そして、JANIC や関西 NGO 協議会、名古屋 NGO センターに加盟していた難民や開発に関わる NGO と外務省とで1996年に「NGO 外務省定期協議会」が、また翌1997年には「財務省 (当時は大蔵省) ・ NGO 定期協議会」が開始され、今日まで ODA 政策や連携推進、援助効果などについての議論が継続されるに至っている²²。また、「NGO-JICA 協議会」や「ODA 改革パブリックフォーラム」なども並行して開催され、日本政府への政策提言活動と政府機関との連携に関する取り組みが実践されている²³。

こうした活動が行われる一方で、国内では北海道から沖縄に至るまで各地域別の NGO ネットワークが設立された。また、対象国・地域別の NGO ネットワークとしては、アフリカ、アフガニスタン、カンボジア、ネパール、ビルマ (ミャンマー)、東チモールなどが、課題別としては、開発教育協議会や地雷廃絶日本キャ

ンペーン、途上国の債務と貧困ネットワーク（旧ジュビリー 2000）、ODA 改革ネットワーク、国際人権 NGO ネットワーク、気候変動ネットワーク、障害分野 NGO 連絡会などが、分野別では農業・農村開発 NGO 協議会（JANARD）、教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）、GII/IDI に関する NGO 連絡会グループ、ジャパン・プラットフォームなどが 1990 年代から 2000 年代にかけて次々に設立されている²⁴。

このような国内レベルにおける日本の国際協力 NGO のネットワーク化の動きは、とりわけ課題や分野別のネットワークにおいて徐々に国際レベルでの NGO ネットワークとの連携が構築される状況を生み出していった。その動きが活発になり始めたのも、1990 年代からであった。特に 1992 年にリオ・デ・ジャネイロで国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、「国連気候変動枠組条約」（United Nations Framework Convention on Climate Change）が採択されたことは大きな起点となったが、同様に 1990 年のウィーンでの世界人権会議、1994 年のカイロにおける国際人口開発会議、1995 年のコペンハーゲンにおける国連社会開発サミットと北京における世界女性会議、1996 年にイスタンブールで開催された国連人間居住会議などにおいて、日本の NGO のメンバーが数多く参加し、政府代表団に加わるなどして発言権を増していった。

また、国際的な NGO ネットワークの活動として、1990 年に聖書に基づいてアフリカ・キリスト教協議会の要求によって、世界の最貧国が抱えている返済不可能な先進諸国や IMF、世界銀行から借りた債務を 2000 年までに帳消しにするよう求めるジュビリー 2000 運動が始まり、日本でもその運動が徐々に NGO の間に浸透していった。さらには、1997 年に国際地雷廃絶キャンペーン（ICBL）がわずか数年で 60 ヶ国の 1,000 を超える NGO をつなげ、かつ主要国に地雷廃絶条約を締結させた実績が認められてノーベル平和賞が贈られたことで、NGO に対する認識は一層拡大していったのである。

2.2 グローバルレベルでつながる NGO の政策提言活動

こうした国際的な NGO のネットワークによる政策提言活動は、各国首脳が参加する国連の会議や、G8 サミットなどに対抗する形で進められていった。2000 年には九州・沖縄で G8 サミットが開催され、保健、薬物、核不拡散、テロなどの課題

が取り上げられたが、サミットの数日前には海外29ヶ国を含むNGO40団体から300人が那覇市に集まってジュビリー2000沖縄国際会議が開催され、その後日本実行委員会の4人の代表が、サミットのホストである森首相と40分間面談するなどした²⁵。併せて、2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の加盟国代表が、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択し、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、8つの具体的なミレニアム開発目標（MDGs）を設定して21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示したことから、関連分野のNGOネットワークの活動も活発化した。しかし、実際にこうした国際的なNGOネットワークに多数の日本の国際協力NGOやNPOが加わり、先進諸国の首脳や国際機関に対する政策提言活動や、キャンペーン活動などを通じて世論形成を積極的に行っていくには、さらに数年の歳月が必要であった。

2001年9月11日にアメリカで同時多発テロ事件が発生し、テロとの戦いやイラク問題が中心課題となる一方で、その後は感染症に代表される保健医療や初等教育の完全普及といった貧困と開発に関連する課題への取り組みも拡がった。この動きと連動して貧困問題の解決に取り組んでいる世界各国の市民団体組織（NGO、労働組合、宗教者団体、地域団体、女性団体、若者グループなど）からなる緩やかな連合体、Global Call to Action against Poverty（GCAP、貧困をなくすためのグローバル・コール）²⁶が2005年1月の世界社会フォーラムで正式に結成され、構成団体は100ヶ国以上に広がった。日本でも「ほっとけない世界のまずしさ」がGCAP・JAPANとして活動を開始し、ホワイトバンドを連帯のシンボルとしてキャンペーンが行われ、「世界の貧困問題に声をあげよう!」、「開発援助の質の向上と量の増大」、「最貧国の債務の削減」「貿易のルールの公正化」という3つの政策変更を求めつつ、465万本（約14億円）のホワイトバンドを売り上げた²⁷。

2005年に開催されたイギリス・グレンイーグルスでのG8サミットやMDGs会合、WTO会議などを経る中で、多くの著名人がGCAPの活動に賛同したことから、貧困撲滅へのキャンペーンは気候変動問題などへの取り組みと連動してさらに広がった。また、G8サミット関連でいえば、国際NGOやNGOネットワークの

代表らが各国の首脳と会談したり、各国政府の実務担当者であるシェルバと世界の市民社会の対話集会（Civil G8 Dialogue）なども事前開催されるようになるなど、ハイレベルでの NGO の政策提言活動が定着するようになっていった。さらにこの他、JANIC が長年パートナーとして協力関係にあった NGO ネットワーク組織であるアメリカの Inter Action、イギリスの BOND、フランスの Coordination Sud、ドイツの VENRO、カナダの CCIC、イタリアの Associazione ONG Italiane、欧州連合の European NGO Confederation for Relief and Development（CONCORD）の間で G8NGO プラットフォームも設置された。

こうした中で、日本国内では、2000 年の九州・沖縄サミットでの反省点を踏まえ、2008 年に北海道・洞爺湖で開かれた G8 サミットに際しては貧困と開発、環境、人権・平和の問題に取り組む 141 団体の NPO/NGO が分野を超えて「2008 年 G8 サミット NGO フォーラム」を結成し、地球規模課題に対する先進諸国の取り組みについて検証すると共に、各分野における政策提言活動を実施した。フォーラムは、貧困・開発、環境、人権・平和に分かれてそれぞれの専門分野においてポジションペーパーを発表するなどして政策提言を試みたが、一定の成果を得た反面、多くの課題も明らかとなった。

一例ではあるが、その中には「グローバル・ヘルス・ガバナンス」の文脈において国際保健に関わる NGO による政策提言も含まれていた。兵藤智佳と勝間靖の調査によれば、とりわけ日本の NGO の場合は政策提言よりもフィールド活動を重視する傾向が強いとされる²⁸。また、組織の資金規模が脆弱であり、政策提言活動に関わる人材が乏しいことなどが指摘され、NGO 側の具体的な取り組みへの今後の大きな課題として言及された²⁹。この他、カルドーによれば、トランスナショナルな市民ネットワークの広がり称賛する一方で、とりわけ大規模な国際 NGO などが南北双方を問わず肥大化することは、グローバルガバナンスの観点からは政府に「飼いならされた」社会運動³⁰であるという側面もあり、権力や資金の中枢に近く、サービス提供に力点を強く置く NGO が、むしろ草の根組織やコミュニティ組織を侵食し、伝統的な互惠組織に対して依存傾向を増大させるのではないかといった批判があることも念頭に置かなければならない。しかし、大小様々で多様な価値を持つ NGO が、大学などの研究機関や企業、メディアなどを含めて連携していく

ことは、個々の問題解決に向けて可能性を拡大させていくことにつながることは充分に考えられる。したがって、よりグローバルなレベルでのNPO/NGOによる市民参加型ネットワークが果たすガバナンスの役割も、さらに今後重要性を増すことになっていくのではないだろうか。

3. 日本の市民社会における NPO/NGO のセルフ・ガバナンス

3.1 公益法人としての日本の NPO/NGO

さて、組織基盤が脆弱とされる今日の日本のNPO/NGOであるが、本章ではNPO/NGO自身のセルフ・ガバナンスについて検討を加えることにしたい。ここでいうセルフ・ガバナンスとは、これまで述べてきたようにローカルレベルではコミュニティとつながり、また地域やナショナルレベル、あるいはグローバルレベルにおいては他の市民社会組織とのネットワークを構築しつつ地球社会における民主的ガバナンスをめざすNPO/NGOが、自らのガバナンスにはどう取り組んでいるのかを問うことを指す。そこでまず日本のNPO/NGOの法人制度について概観し、法的な立場から市民社会組織としてどのような課題があるのかについて述べてみたい。

2010年に発行された「NPO白書2010」（山内他編）によると、日本のNPOにおけるガバナンスの基本的な考えを、内閣府国民生活審議会総合企画部会が2007年に公表した報告書「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」に示される表現に求めている。そこでは、「NPO法人は、市民の自主的な参加により社会貢献活動を行う団体であり、その自由な活動を促進するためには、法人の業務運営のあり方については法で事細かに規制するのではなく、できる限り法人自身が基本とすべきである。またNPO法人の業務運営においては、法人内部の組織管理という法人の内部規律とともに、市民に対する情報公開のあり方について、どのような規律を求めていくかも重要である」と述べられている。そしてその一方で、従来の公益法人、つまり、明治時代に制定された民法34条の条文下にあり、公益に関することは主務官庁が決めるとされていた社団法人制度、財団法人制度は、その法人設立の簡便さ、指導監督の縦割り、情報開示の不十分さ、公益性の不明確さ、ガバナンスの問題などが理由で2008年12月から新公益法人制度として抜本的な改革が進行中

表 2 日本の NPO 法人と一般法人の概要比較

	特定非営利活動法人 (NPO 法人)	一般法人	
		一般社団法人	一般財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法 (1998 年 12 月施行)	一般社団法人及び財団法人に関する法律 (2008 年 12 月 1 日施行)	
設立手続	認証主義 (所轄庁が認証)	準則主義 (登記だけで設立)	
対象となる活動	17 分野の特定非営利活動	特に規定なし	
社員数	10 人以上	2 人以上	—
理事数	3 人以上	3 人以上	3 人以上
監事数	1 人以上	置かなくても可	1 人以上
情報公開	事業報告書等を所轄庁に提出 事務所に備え置く	社員名簿を事務所に 備え置く	定款を事務所に 備え置く
財産・基金	特に規定なし	基金の設置が可	300 万円以上の財産
法人課税	収益事業のみ課税	非営利一般法人は収益事業のみ課税 他の一般法人は全所得に課税	
登録免許税	非課税	課税	

出所：山内他編「NPO 白書」(2010：p 30)

である。

表 2 に、NPO 法人と一般法人の概要について示すが、日本に事務所を持つ国際協力 NGO の多くが、1998 年に施行された特定非営利活動促進法もしくは 2008 年に改正された新公益法人制度（一般社団及び財団法人に関する法律）に準じて活動しており、特に後者については準則主義がとられたことにより、手続きが簡便になったといえる。しかし、一方で課題も多く指摘されている。

第一に、NPO 法人「シーズ・市民活動を支える制度をつくる会」の資料³¹によれば、2008 年 12 月から 2009 年 10 月までだけでも一般社団法人の新設数は 2,333 法人、一般財団法人の新設数は 382 法人と、NPO 法人新設数とほぼ同数の毎月 200 法人前後のペースで増加している。もちろん、解散する法人もあるので一概にはいえないものの、今後も増え続けるであろうこうした法人が、実際の程度社会において有効に機能するのか、という課題である。

第二の課題としては、これらの法人に関連する税制についてである。現在、

NPO 法人については認定 NPO 法人、新公益法人については公益認定法に基づいて公益社団法人と公益財団法人に認定されれば、例えば寄附金に関して租税の軽減措置をうけるなどの税控除が受けられる形になっている。ここではそれぞれの税率等に関する詳細は省略するが、NPO 法人についてはパブリック・サポート・テスト³²がとられ、その基準を満たせば国税庁長官が認定 NPO 法人に認定する。一方、新公益法人の場合、改正前は主務官庁が公益性を認定していたが、改正後は有識者などによって内閣府や都道府県に設置される「公益認定等委員会」などの第三者機関が公益認定法に基づいて公益性の判断を行うことになっている。だが、いずれの法律にしても、税制優遇のメリットを獲得するための「公益性」のハードルは高く、法の柔軟な運用と同時に、NPO/NGO 側の自助努力も必要となってくるであろう。

第三の課題は、そもそもこれら 2 制度の並存が継続されるべきなのか、あるいは統合してよりシンプルな制度へと改善されるべきなのかという議論である。とりわけ新公益法人制度が採用されたことから、NPO 法人と一般社団、一般財団法人との違いはそう小さくなくなった。その意味においては、先に述べたとおり市民社会組織が法人格を取得する選択肢が増えたといえなくはないが、今後どのような形で双方の法人制度が進んでいくのかは注視する必要があると思われる。特に、2009 年に発足した民主党政権によって「新しい公共」という考え方が示されたことから、NPO/NGO に対するガバナンスへの期待と責任が増す一方で、NPO/NGO に対する社会の目も益々厳しくなってくることは間違いないであろう。

3.2 NPO/NGO のアカウンタビリティと信頼される条件

次に、多くの課題を抱える日本の NPO/NGO が、自らの「良いガバナンス」を達成する上でどのような基準を用い、どのような方法でアカウンタビリティの確保をめざそうとしているのか、現状について検討していくことにしたい。

一例ではあるが、比較材料としてまず最初に触れたいのは、チャールズ・スチュワート・モット財団やフリーダムハウスの支援を受けて、マリリン・ヤットが中央及び東ヨーロッパ諸国向けに著した NGO ガバナンスのハンドブックの内容についてである。ハンドブックがまず強調していることは、NGO が周囲のコミュニ

ティから高い信頼がおかれる存在でなければならないという点である。ならば、その条件となりうるアカウンタビリティとは何であろうか？

「市民によるガバナンス推進会議 (PDG)」の代表理事でもある前出の廣野は、「アカウンタビリティは、わが国では通常説明責任と翻訳されているが、いわゆる説明責任はより広範な負託責任の一部に過ぎない」³³として日本語訳を「負託責任」として捉えているが、ハンドブックによれば Accountability の語源は 1794 年でちょうど公共への関心や当時としての市民社会への意識が高まった時代であり、「義務として自発的に責任を全うし、自らの行動について報告すること」として自発的な自律性を強調している。したがって、NGO としては非営利という特権を悪用することなく、自らの資源を賢く公益のために活用しなければならないことになる。つまり、信頼される NGO とは、常に透明性が高く、経理や記録については寄付者や受益者などを含めて公開されなければならないし、またそうした行為によって、NGO 自身が独裁的な価値判断ではなく、民主的な価値を大切にしていることにつながり、市民社会に貢献することになるのである³⁴。

このハンドブック作成にあたったワーキンググループは、NGO の「良いガバナンス」とは、「非営利組織としてのリーダーシップに基づき、効果的で責任感のある方法で、リソースに方向付けを行い、分担した形で権限を執行できるような透明性のある意思決定を行うプロセスである」³⁵と定義している。そして、その条件として、①正式な組織図が存在していること、②ガバナンスとマネジメントを分離させていること、③ミッションに基盤を置いた NGO であること、④最高の専門性と倫理規範を持つこと、⑤リソースの管理と流通に責任を持って執行すること、⑥関わっているコミュニティにしっかり対応すること、を挙げ、それぞれに十分な説明を加えている。

他にも、代表的なものとして 2003 年以降に国際的に活躍する Action Aid やアムネスティ・インターナショナル、Civicus、グリーンピースやオックスファム・インターナショナルなどの十数団体が協議を重ね、国際 NGO アカウンタビリティ憲章 (INGO Accountability Charter)³⁶ が 2006 年に発表されたり、イギリスの One World Trust が市民社会組織の向上のために世界各国の団体から現段階で 309 項目に及ぶアカウンタビリティや正当性を確保するための自主的な規則をデータベース

化した A database of civil society self-regulatory initiatives³⁷ などがあり、自浄力を活用した形のミッションに対する実践活動の検証が行われている。

翻って、日本国内ではどのような試みが行われているのか、その取り組みのいくつかを以下に挙げてみたい。

まず一つ目は、2003年9月に日本のNPO関係者が「民間NPO支援センター・将来を展望する会」を開催し、その後取りまとめられた「信頼されるNPOの7つの条件」³⁸である。7つとは、①明確なミッションを持って、継続的な事業を展開していること、②特定の経営資源のみに依存せず、財政面で自立していること、③事業計画・予算の意思決定において自律性を堅持していること、④事業報告・会計報告などの情報を積極的に公開していること、⑤組織が市民に開かれており、その支持と参加を集めていること、⑥最低限の事務局体制が整備されていること、⑦新しい仕組みや社会的な価値を生み出すメッセージを発信していること、が掲げられており、それぞれの項目についての解説がなされている。これらの条件提示は、日本国内のNPOのアカウンタビリティの確保とセルフ・ガバナンスを奨励する意味で、さきがけとしての取り組みであるといえる。

次に、JANICが掲げるNGOのアカウンタビリティについてであるが、全てのNGOが合意した統一的なアカウンタビリティの定義はないとした上で、アカウンタビリティガイド³⁹を発行し、ワークシート形式を説明しつつ自団体に適したアカウンタビリティの果たし方について解説している。そこでは、NGOを取り巻くステークホルダーとして、社会、ドナー、団体内部の三方向に対するアカウンタビリティの重要性が述べられ、考え方の共有からスタートすることが強調されている。また一方で、各会員団体の自己診断ツールとしては2002年から「NGOアカウンタビリティ委員会」を設置して「アカウンタビリティ・セルフチェック（ASC）2008」⁴⁰を作成しており、そこではアカウンタビリティを「ある人ないし団体の業績、応答性、さらには倫理性について、利害関係者が持つさまざまな期待に応えること」と定義し、①組織運営基準、②事業実施基準、③会計基準、④情報公開について、41項目のセルフチェックポイントを準備し、立会人のもとに実施するよう奨励している。2010年4月現在で正会員団体は90団体であるが、2010年11月現在までに、表3の21団体が自己審査を実施している⁴¹。

表 3 「アカウンタビリティ・セルフチェック (ASC) 2008」実施団体

団体名	法人格	設立年	財政規模(万円)*
ADRA Japan	NPO 法人	1985 年	25,422
WE21 ジャパン	NPO 法人	1998 年	9,228
ACE	認定 NPO 法人	1997 年	4,169
ケア・インターナショナル ジャパン	公益財団法人	1987 年	21,639
国際協力 NGO センター	NPO 法人	1987 年	11,625
シェア=国際保健協力市民の会	認定 NPO 法人	1983 年	11,860
JHP・学校をつくる会	認定 NPO 法人	1993 年	19,151
ジェン	認定 NPO 法人	1994 年	53,292
シャブラニール=市民による海外協力の会	認定 NPO 法人	1972 年	27,474
シャンティ国際ボランティア会	公益社団法人	1981 年	62,270
地球の木	認定 NPO 法人	1980 年	1,826
チャイルド・ファンド・ジャパン	認定 NPO 法人	1975 年	28,038
難民支援協会	認定 NPO 法人	1999 年	10,712
難民を助ける会	認定 NPO 法人	1979 年	92,767
日本国際ボランティアセンター	認定 NPO 法人	1980 年	26,975
ハンガー・フリー・ワールド	NPO 法人	1984 年	15,546
ブリッジ エーシア ジャパン	認定 NPO 法人	1993 年	43,591
メデュサン・ドゥ・モンド・ジャポン	認定 NPO 法人	1995 年	9,462
ラオスのこども	認定 NPO 法人	1982 年	4,688
ワールド・ビジョン・ジャパン	認定 NPO 法人	1987 年	377,452
ワールドランナーズ・ジャパン	NPO 法人	1989 年	482

* 財政規模は 2009 年度の収入合計。一部の団体には繰越金が含まれていない。

出所： 2011 年 1 月現在で、各団体の HP を参考に筆者作成

この他、言論 NPO などのイニシアチブによって 2010 年には「『エクセレント NPO』をめざそう市民会議」が発足し、「市民性」、「社会変革性」、「組織安定性」を基本条件としてそれを満たすべき 12 の評価項目と 33 の評価基準からなる自己診断リストが発表されている⁴²。中でも、NPO の「ガバナンス」の評価基準については「組織安定性」として位置づけられており、①組織の使命は明確に示されているか、②使命は組織のステークホルダーに共有されているか、③意思決定機関、執行機関、チェック機関が明確に定義され、その選出方法と過程が透明であるか、④チェック・メカニズムが機能しているか（組織全体の方針、規律・透明性にかかる

機能のチェック)、⑤組織の全体像が明確に説明されているか、の5点が具体的な評価基準として示されている。

以上のことから、この十年足らずで日本のNPO/NGOのアカウントビリティに関する議論は格段に深まり、それまで不明確であった組織のアカウントビリティに対する考え方や評価基準が自主的により具体的な形で示されるようになってきていることが窺える。換言すれば、NPO/NGOに対する期待感が高まる一方で、それだけ社会のNPO/NGOに対する目が厳しくなりつつあることも事実であるといえる。この点について、先のJANICにおいてはNGOに対する社会からの期待がより高まると同時に、その活動内容や資金の使われ方、団体運営についてどのような取り組みをしているのかといったことについて説明し、情報公開してほしいというニーズが高まっている点を報告している。また「『エクセレントNPO』をめざそう市民会議」においては、NPOが行政委託や収益活動に傾斜していく問題や課題解決力の不足、あるいは活動や組織の持続可能性の弱さを問題視し、「NPOは法人数が急増するなかで、その設立者、設立目的や活動形態の多様化が進んでいるが、一方で、目指すべき非営利組織像がみえなくなり、何が正しいのか、何が誤っているのかその芯となるものが揺らいでいるのではないのか」という危機感を動機として挙げている。したがって、こうした評価基準に充分応えられるようなガバナビリティのあるNPO/NGOこそが信頼される団体として市民社会において成熟するのであり、より広範な社会に対するグッド・ガバナンスに向けた責任を果たしうる存在へと成長していくのであろう。

4. まとめと今後の課題

今日も私たちは「市民社会」という用語を頻繁に用いるが、その場合の市民社会の解釈は、国家を基礎においた垂直な領域を超え、益々水平で国境横断的なグローバル領域へと変化してきた。つまり、世界国家というものは存在しえないにしても、グローバル市民社会という領域が認識されるようになり、そのことは各国においてNPO/NGOの増加という観点からも明らかになったといえる。また、社会の統治体制であるガバナンスは、組織では独裁的・専制的管理体制から参加型自主管理体制へ、地域社会では行政主導型から住民参加型統治体制へ、国では独裁

的・専制的から三権分立・主権在民型統治体制へ、さらに国際社会では政府間協議型から全利害関係者・共有者（ステークホルダー）参加・協議型統治体制へと変遷しており、「民主的ガバナンス」や「良いガバナンス」のあり方がこれまで以上に問われるようになった。それは、コミュニティに根差したローカルレベルからリージョナル、またナショナルからグローバルレベルに至るまでの「良いガバナンス」が問われているのであり、以下の点から多層化した公益性に対する日本の NPO/NGO の役割の変化と存在意義、そして今日直面している課題が窺える。

まず、グローバルレベルでのガバナンスに対する NPO/NGO の役割の変化は、とりわけこの 10 数年の間に著しい拡大を遂げ、地球規模の課題が表面化するのと相まってその勢いが増している点において示される。それは、日本の国際協力 NGO が展開する国内でのネットワークづくりにおいて顕著にみられ、とりわけ課題別や分野別のネットワーク NGO については、国際的な NGO 乃至は市民社会組織のネットワークとつながることで、より強くグローバルガバナンスに関わる状況が生まれてきたことから明らかである。依然として「フィールド重視」の傾向は指摘されるものの、一連の国際会議においてはその動きは年々活発になっており、「グローバルな市民社会」における NPO/NGO の役割の変化と存在意義は、特に政策提言活動において顕著にみることができる。

だが、直面する課題は日本国内の NPO/NGO の対内的ガバナンスの問題である。世界の動きと比例して、日本国内における NPO 法人や新公益法人の数は、これまでの NPO 法に加えて公益法人改革の影響もあって年々増加し、市民社会におけるガバナンスの役割や期待は増しつつある一方で、自身のアカウンタビリティの重要性が問われてはじめている。現状では、それほど多くの NPO/NGO が自らのアカウンタビリティの高さを公表し、社会的な信頼を十分に構築するまでには至っているとは言い切れない状況があり、それぞれが今後どのようなガバナンス基準のもとに、どうセルフチェックを行い、またそれをどう評価していくのが課題になっているといえる。

最後に、人権、平和、貧困、開発、環境などの課題が益々深刻化する中で、近年グローバルレベルで増加傾向の一途をたどる NPO/NGO が、今後もとりわけ公的セクターが強い途上国の市民社会と密に協力し、ローカルレベルを起点にコミュニ

ティと協働する形で草の根ネットワークを築き、グローバルな連携推進のもとにこれらの問題を解決していくことに期待したい。もちろんそのためには国家（政府）・企業（市場）・コミュニティ（市民）間において、NPO/NGOがさらに利用価値のある機能集団として他セクターとの協力関係のあり方を検討し、ソーシャル・ガバナンスの役割を担っていく必要があるであろう。そうした意味でも、今後の市民社会において、NPO/NGOのガバナンスがより健全な形で定着し、アカウントビリティが充分確保され、さらに多くの市民の参加に支えられながらより良い方向へと社会を導いていくことを願いたい。

注

- 1 メアリー・カルドー（2007）は、たとえば Kenichi Omae, *The Borderless World: Power and Strategy in the International Economy* (London:Collins,1990) や Thomas Friedman, *The Lexus and the Olive Tree* (New York: Farrar, Stratus, Giroux, 2000) などを引用し、「グローバリゼーション」はグローバル資本主義の広がりとそれを促進する一連の政策を指し、その支持者は単一のグローバルな共同体の形成と国民国家（ネーション・ステート）の解体を導きつつあるとした。また、第二の定義は社会科学の文献に多くある見方であり、David Held et al, *Global Transformations* (Cambridge: Polity,1999) などにあるように、政治、軍事、文化といったすべての分野で高まる相互関連性であるとした。
- 2 星野智（2009）は、1989年のポーランドで起きた「連帯」の動きや、チェコスロバキアで起こった「ビロード革命」といった共産党体制の崩壊を指摘している。さらに、旧ソ連に属していたバルト三国やポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ソロベニア、ルーマニア、ブルガリアがEUに加盟し、市場経済へと移行するとともに政治面で民主化を推進したことを挙げている。
- 3 David Williams と Tom Young（2010）によれば、例えば世界銀行が途上国の貧困削減を目的に推進してきた構造調整プログラムに対するNGOの批判が高まり、開発計画のプロセスに対する草の根レベルの参加や市民社会の役割を高める動きが活発化した。
- 4 星野によれば、近代市民社会が形成されたのは17～18世紀のイギリスやフランスに

における市民革命であり、「ブルジョアジー」と呼ばれた市民階級が自らの手で国王、貴族・僧侶が支配する封建社会を打倒し、その後国民の自由で平等な市民的権利が認められる中で、自律した市民の公共圏や公共空間が形成された。また、J.S. ミルが「自由論」で主張した個人の国家権力による干渉からの自由や A. トクヴィルの「アメリカのデモクラシー」で述べられている個人の自由と個人が集合する（結社の自由）が近代市民社会の基本的原理であった。17～18 世紀後の近代市民社会論について、星野はスコットランドのアダム・ファーガンスやアダム・スミス、さらにはヘーゲルやマルクスの市民社会論には共通するもの、すなわち市民社会とは同時に自由に商品の交換を行う主体によって構成される社会とされていた点を強調する。しかし、その後ハーバーマスの「公共性の転換」では市場経済社会としての市民社会概念から自発的なコミュニケーション的能力を持つ市民的公共圏が導き出されないと星野は分析し、「市民社会の再評価」の中でハーバーマスは新しい運動や NGO/NPO といった自発的なアソシエーションに市民的公共圏のアクターとして重要な役割を期待しようとしたと結論づけている。

- 5 Michael Edwards (2004) [マイケル・エドワーズ / 堀内一史訳『『市民社会』とは何か』(2008)、pp25-33 による。
- 6 Ibid.
- 7 カルドー (2007)、pp10-11 を参照。
- 8 Ibid.
- 9 内閣府 NPO ホームページ、<https://www.npo-homepage.go.jp/> による。
- 10 Ibid.
- 11 総務省公益法人白書（平成 20 年度版）、第 1 章公益法人の現況、pp9-10 を参照。
- 12 企業税制研究所資料（平成 19 年 12 月 10 日）を参照。
- 13 エドワーズ (2008)、pp52-57 を参照。
- 14 Ibid.
- 15 西川 (2007) は、グローバリゼーションのもとでの東アジア国際関係において、反グローバリゼーションの三要素としてリージョナリズム、テロリズム、市民社会を挙げている。その中で、非営利住民団体 (NPO) や国際協力団体 (NGO) については、市民社会の中で位置づけ、その役割について言及している。

- 16 澤井（2004）、pp45-51 を参照。
- 17 下村（2006）は、「ガバナンス」を開発分野におけるものと「企業ガバナンス」、「グローバル・ガバナンス」の分野で区別して延べ、1989年に開発分野で最初に登場したと記している。また、David Williams と Tom Young（2010）においてもサハラ以南のアフリカにおける危機的なガバナンスの状況が指摘され、多元的な機構構造を構築してチェック機能を向上させるような政治的刷新の必要性が述べられている。
- 18 2008年9月27日に世界銀行東京事務所で開催された「市民によるガバナンス推進会議（PDG）」設立記念シンポジウム「ガバナンス問題の多様性：人権・企業・メディア・環境～わたしたちに何ができるか」で行われた廣野良吉の基調講演「ガバナンスの多様性：市民でできることは何か？」の資料をもとにした。
- 19 Ibid.
- 20 田坂（2009）は、著書「東アジア市民社会の展望」の冒頭で東アジア市民社会の課題に触れ、市民社会論とガバナンス論の中で「グローバル化のなかで、ガバナンス領域が多層化（グローバル、リージョナル、ローカルの領域）し、ガバナンスを担いうる主体（個人、企業、諸アソシエーション）の多元化も進行した」ことに言及している。
- 21 Ibid.
- 22 重田（2005）などを参照。
- 23 JANIC ホームページを参照。
- 24 JANIC が外務省の委託を受けて調査を実施し、2002年に発効した資料を参照。
- 25 イエズス会社会司牧センターが発行している「社会司牧通信」97号を参照。
- 26 現在は、世界131カ国にナショナル・プラットフォームを設立。参加団体は、NGO、労組、CBO、多数の市民団体や個人など多岐に亘っている。日本版として2005年に設立された「ほっとけない世界の貧しさ」の活動終了に伴って2009年に設立されたのが、「動く→動かす」で、日本のNGO59団体が参加している。
- 27 ほっとけない世界の貧しさ（2008）の報告書を参照。
- 28 兵藤・勝間（2009）は、2008年のG8サミットにおける国際保健分野のNGOによる政策提言活動を分析し、課題として、①国際保健に関する既存のNGO連合体の進化および「グローバル・ヘルス NGO コンソーシアム」の形成とその事務局の整備、②実践と研究との対話を通じた「グローバル・ヘルス NGO コンソーシアム」と大学研究機関と

の有機的な連携、③ NGO と産学とのパートナーシップ形成とその連携の拠点となる場の創出、④ NGO によるマスメディアの広報機能の強化について提言している。

29 Ibid.

30 カルドー（2007）は、第4章の社会運動・NGO・ネットワークの中で NGO を類型化し、「新しい」社会運動の「飼いならし」の体現化について述べている。

31 <http://www.npoweb.jp/> を参照。

32 ここでいう「パブリック・サポート・テスト」とは、日本の NPO 法人の公益性の程度を計る方法として用いられているもののことで、寄付金収入額（B）÷経常収入額（A） $\geq 1/5$ である必要がある。

33 廣野（2008）を参照。

34 Wyaat（2004）を参照。

35 Ibid.

36 URL <http://www.ingoaccountabilitycharter.org/> を参照。

37 URL <http://www.oneworldtrust.org/csoproject/> を参照。

38 <http://www.npo-hiroba.or.jp/7requirement/index.html> を参照。

39 「アカウンタビリティ ガイドー計画的にアカウンタビリティに取り組むために」（2010）を参照。

40 JANIC が作成したセルフチェックシートは、①組織運営基準が目的、機構・役割・運営、財務、組織強化と職員能力の強化、情報の保護と共有からなり、②事業実施基準が、計画、実施・モニタリング、評価・報告、全般、③会計基準が、基本ルール、日本の会計処理、決算、④情報公開が全般という評価方法になっている。

41 JANIC ホームページの <http://www.janic.org/more/accountability/challengereport/> を参照。

42 「エクセレント NPO の評価基準」（2010）の pp45-77 を参照。

参考文献

安藤勇「ジュビリー国際会議」（イエズス会社会司牧センター）『特集 /2000 沖縄サミット
サミットが村にやってきた』97号 2000年8月15日（[http://www1.kiwi-us.com/
~selasj/jsc/japanese/bulletin/frame-top.html](http://www1.kiwi-us.com/~selasj/jsc/japanese/bulletin/frame-top.html) 2011年1月30日）

「エクセレントNPO」をめざそう市民会議編『「エクセレントNPO」の評価基準』言論
NPO、2010年

NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会「【速報】NPO法人数がついに4万を
突破！！」(<http://www.npoweb.jp/2011年2月10日>)

NPO法人データベースNPOヒロバ(<http://www.npo-hiroba.or.jp/7requirement/index.html> 2011年2月20日)

外務省国際協力民間援助連携室『アカウントビリティガイドー計画的にアカウントビリティに
取り組むために』発行人企画・編集 特定非営利法人 国際協力NGOセンター(JANIC)、
2010年

企業税制研究所『アメリカ』非営利団体の現状と税制に関する資料(平成19年12月10
日)

斉藤日出治「グローバル市民社会と中間組織」、『社会・経済システム』第25号、pp75 -
86、社会経済システム学会、2004年10月

佐々木正憲「グローバル経済と市民社会」今井弘道編『新・市民社会論』風行社、2001年

澤井安勇「ソーシャルガバナンスの概念とその成立条件」神野直彦/澤井安勇編著『ソー
シャルガバナンス』東洋経済新報社、2004年

重田康博『NGOの発展の軌跡』明石書店、2005年

JANICホームページ([http://www.janic.org/more/accountability/challengereport/2010年
12月21日](http://www.janic.org/more/accountability/challengereport/2010年12月21日))

下村恭民『アジアのガバナンス』有斐閣、2006年

総務省「第1章公益法人の現況」、『総務省公益法人白書(平成20年度版)』総務省、2008
年

田坂敏雄「東アジア市民社会の課題」田坂敏雄編『東アジア市民社会の展望』御茶の水書
房、2009年

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター(JANIC)『国際協力NGOのネットワーキン
グについての調査研究～より効果的な国際協力の実現に向けて～』平成14年3月

特定非営利活動法人 ほっとけない世界の貧しさ『ほっとけない世界の貧しさ社会責任報告
書2008』2008年2月

内閣府NPOホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/2011年1月30日>)

- 内藤葉子「グローバル市民社会の展望－人権と正戦の関係をめぐって」、『現代社会研究』12号、pp169-180、京都女子大学現代社会学部、2009年
- ナンシー・フレイザー「公共圏の再考：既存の民主主義の批判のために」クレイグ・キャルホーン編、山本啓・新田滋訳『ハーバーマスと公共圏』未来社、1999年
- 西川潤「東アジアの平和と公共空間」西川潤・平野健一郎編『東アジア共同体の構築』編集代表毛里和子『国際移動と社会変容』岩波書店、2007年
- 兵藤智佳、勝間靖『国際保健をめぐる政策決定プロセスにおける「日本の NGO の役割と課題』』、財団法人 日本国際交流センター、2009年
- 廣野良吉「ガバナンスの多様性：市民でできることは何か？」特定非営利活動法人市民によるガバナンス推進会議設立記念シンポジウム『ガバナンス問題の多様性：人権・企業・メディア・環境——わたしたちに何ができるか』、2008年9月27日資料
- 星野智『市民社会の系譜学』晃洋書房、2009年
- マイケル・エドワーズ『「市民社会」とは何か』麗澤大学出版会、2008年
- メアリー・カルドー『グローバル市民社会』山本武彦他訳、法政大学出版局、2007年
- ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』（第2版）細谷貞雄／山田正行訳、未来社、1994年
- ユルゲン・ハーバーマス『事実性と妥当性』（上）河上倫逸／耳野健二訳、未来社、2002年
- ユルゲン・ハーバーマス『事実性と妥当性』（下）河上倫逸／耳野健二訳、未来社、2003年
- 山内直人、田中敬文、奥山尚子編『NPO 白書 2010』大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究情報センター、2010年
- A database of civil society self-regulatory initiatives, (<http://www.oneworldtrust.org/csoproject/> 2011年2月20日)
- David Williams and Tom Young 'Governance, the World Bank and Liberal Theory', pp385-404, International Development Vol. III, From Structural Adjustment to Good Governance, edited by Benedicte Bull and Morten Boas, SAGE Library of International Relations 2010
- INGO Accountability Charter (<http://www.ingoaccountabilitycharter.org/> 2011年2月20日)
- Marilyn Wyatt 'A Handbook of NGO Governance', The European Center for Not-for-

Profit Law, Apáczai Csere János u. 17, Budapest 1052 Hungary, 2004